

令和3年度(2021年度) 第1回吹田市青少年問題協議会会議録(要旨)

開催日	令和4年3月15日(火)	開催時刻	午後2時～3時30分
場 所	子育て青少年拠点夢つながり未来館 2階 会議室		
出席者	赤尾会長、尾崎副会長、栗焼委員、後藤委員、和田委員、島田委員、田淵委員、 福田委員		
欠席者	無し		
事務局	北澤児童部長、杉原児童部次長、道場地域教育部長、大川青少年室長、小川青少年室 参事、前田青少年室主幹、尾崎青少年室主査、今川青少年室係員		
傍聴者	無し		
案 件	議事 1 コロナ禍における青少年の居場所について 2 吹田警察署より ・大阪の少年非行の現状などについて 3 会長より		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・青少年問題協議会会長及び委員名簿</li> <li>・青少年問題協議会規則</li> <li>・「コロナ禍における青少年の居場所について」(青少年室)</li> <li>・「少年検挙補導人員の推移」(吹田警察)</li> <li>・「令和3年中における少年非行等の醸成」(吹田警察)</li> <li>・吹田警察関係チラシ (家族で学ぼう ネット安全のルール) (春の地域安全運動) (大麻、みんな知らない本当の怖さ)</li> <li>・「青少年問題協議会をめぐる動向」(赤尾会長)</li> </ul>		
事務局	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻になりましたので、青少年問題協議会を始めさせていただきます。</p> <p>対面で皆様がお集まりいただくのは本日初めてですので、委員の皆様、一言ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p>【各委員自己紹介】</p>		
事務局	<p>続きまして、本日会議に出席しております事務局職員を紹介いたします。</p> <p>【事務局職員紹介】</p> <p>それでは、事務局を代表して、地域教育部長より挨拶をお願いします。</p> <p>【地域教育部長挨拶】</p>		
事務局 会長	<p>ただ今からは、会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、本日の傍聴希望者の確認をさせていただきます。</p>		

本日傍聴希望者はいらっしゃるでしょうか。

事務局

本日、傍聴希望者はいらっしゃいません。

会長

議題に入ります。

本協議会は、副会長を協議会が委員の内から選任することになっております。どのような方法で選出させていただいたらよろしいでしょうか？

【会長一任という声】

会長

会長一任という御意見ございましたので、私の方から提案させていただきます。前にも副会長をお願いしました、尾崎 孝委員さんをお願いしたいと存じますがどうでしょうか。

【異議なしという声】

会長

それでは、本協議会の副会長を尾崎委員さんをお願いしたいと思います。それでは、尾崎副会長から一言お願いします。

【尾崎副会長挨拶】

会長

それでは、本日の会議の資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局資料説明】

会長

それでは、案件の1ページの1番ですが、「コロナ禍における青少年の居場所について」を、事務局からお願いします。

【事務局説明】「コロナ禍における青少年の居場所について」

会長

これにつきまして委員の皆様の方から、何か御質問などありますか。

委員

まず、私から一点お尋ねします。大学生、高校生、中学生、小学生、いろいろな年代の方が利用されると思うのですが、どの学校が多いのでしょうか？

事務局

高校生の利用が多く、山田駅近辺の高校であるとか、北千里など学校帰りに寄れる高校の方にたくさん御利用いただいています。

委員

コロナ前の学習室の様子を見に来させていただいたことがあるのですが、そのときに比べたら利用者は減っていますか？

事務局

利用者の方は継続してたくさんいらっしゃるのですが、コロナ禍でも安心して使えるようにパーテーションを設けたり、受付の方法を工夫しながら、利用させていただいています。中学生も

受験前等には大勢利用していただいていたと思います。

**委員** その話をお聞きして、中学校にも、ある意味こういう場所があるっていう宣伝も、今後やっていけないといけないなと思います。

**委員** 椅子に番号が振ってありますが、これが一杯で受付ができないくらい大勢の方が来られたら、最後の方たちは帰ってもらうのですか？

**事務局** 今は多くの方に利用いただくために、交代制の利用にしており、次の時間帯で御利用いただけるよう工夫しています。

**委員** 吹田市の地域的な要因だから仕方ないとは思いますが、どうしても山田にありますので、この周辺の方の利用が多いと思います。ただ、JR沿線、JR吹田とか、その辺りの人たちは、ここまで足を運ぶかっていうと、どうなのかなと。そういった人たちにも、居場所の提供ということで、例えば、各地域にコミュニティセンターがありますから、それを一部活用するとかたくさんの人たちが使いやすいようになればいいなと思いました。

**事務局** コミュニティセンターは地域の方に運営をお願いしているような施設になっていまして、自治会ですとか、その他、様々な団体で協議会を作っていただいている運営をしています。その中で、それぞれ高齢者のイベントとかコミセン祭など、様々な活動をされています。子供さんだけの施設ではないので、どういった運営ができるのかということもありますが、地域の子供たちの課題として、こういったお声があるということは、担当部局の方にも伝えていきたいと思っています。

**事務局** 行政施設には設置目的もあり、地域教育部にも公民館や図書館などがありますが、この未来館と全く同じような事業を行うというのは難しいと感じています。  
公民館で若い方々が集まっていたかような催しであるとか、図書館であれば、未来館と同じような自習室もございますので、そういったハード、資源を使って、なんらかの交流を深めていけるような施策の展開が必要だと認識しています。

**委員** オンラインの学生交流会、一回だけの開催でしょうか？また対象は、吹田市の学生だけでしょうか？

**事務局** 今年度3回開催させていただいており、吹田市の学生、もしくは吹田の学校に通われている学生、専門学校生を対象にさせていただいております。

**委員** 本当は人と人が、面と向かってしゃべるのが一番いいのですが、仕方ないところもあって、こういうのも進めていけないのかなと思います。今後も広げていく予定はありますか？高校生くらいならオンライン交流もできると思いますので、幅広くやっていかれる方針とか検討されていますか？

**事務局** 学生中心となって実施している事業になりますので、今の学生がオンラインをまわすのがすごくうまく、上手に仕切っていただいているので、今後どうしていきたいかという声を拾って

いけたらなと思っています。

**委員** 私も公民館の館長をしていて、公民館はお年寄りばかりが使うという認識であれば、それは違います。子供を対象とした事業もたくさん実施しています。私の公民館では、放課後自習室という取組を実施しています。

**会長** イメージとしては、公民館は高齢者のイメージがありますが、今、おっしゃっていただいたように、総合的な生涯学習の場、青少年の財産となっています。  
続きまして、議事2に進みます。吹田警察署から、大阪の少年非行の現状などについてお願いします。

**委員** 【説明】「大阪の少年非行の現状などについて」

**会長** 大阪の少年非行の現状についてお話いただきました。何か御質問があればお願いします。

**委員** 資料は府内全体の数字でしたが、吹田では、刑法犯が約40人、特別法犯については10人程度、福祉犯についても10件程度ということで、吹田の非行すごく少ない。  
私の地域でも、10年ぐらい前は他校の中学生とよく喧嘩している中学生がいました。最近の様子を見ていると、その地域の中学生もおとなしいなってすごく思う。  
青少年指導員会で成人祭のお手伝いさせていただくのですが、成人の方がすごく気持ちがいいというか、今年我々の誘導にきちっと従ってくれる。そういう感覚で、いいか悪いかかっていうか、おとなしいという感想があります。  
コロナ禍でコミュニケーションがとれなくなってきて、やんちゃがいいわけではないのですが、もうちょっと活発なところがあってもいいかなと思います。  
最近、気になっているのは、いわゆる大麻とかに関わる青少年が増えているのは耳に入ってきています。これもやはり変わってきていると思います。

**会長** 中学生の話が出ましたが、委員のところの中学生の様子はどうでしょう？

**委員** 30年以上教師を務めているが、昔と比べてずいぶん落ち着いています。  
ただ、現場として危惧するのは、よく保護者の方に話をする時、子供たちには四つの顔があると。学校の顔、家庭の顔と、地域の顔と、最近出てきたものですが、SNSでの顔。子供たちにとってSNSは必須アイテムですので、もう大人以上に使いこなしていますし、ただ、表には出てきませんが、いろいろなことが内側にこもっているのではないかと。ネット上でいろんなことが起こっているというのが如実に出てきていますので、非行防止教室も当然、毎年のようにさせてもらっていますが、これからはSNS上の怖さであるとか、そういったことを教えることも大事ですが、これからのデジタル社会に生きていく子供たちなので、そこにうまくつき合っていける力を必要とする時代に入っていると思います。  
両面教えながら、今、吹田では、ネット社会の担い手となるような取組を進めています。

**会長** 私もゼミの学生たちと一緒に、学校でICTがどういう形で進んでいるのかということで、去年、吹田の公立中学校、豊中の公立中学校、そしてもう1校、私立中学校を拝見させてい

いただきました。

吹田市の教育委員会は、今、おっしゃったように、デジタルを操作していく上でどういったことに気をつけないといけないのかとか、そういったことに関する教育に力を入れているというのがよくわかりました。

委員

今、委員がおっしゃっていたとおり、子供には4つの顔がある、これはなかなか興味深い話です。そういうことを私たちも意識していく必要があります。

会長

続きまして、議事の(3)です。

「青少年問題協議会をめぐる動向」という資料に沿って、私からお話しさせていただきます。

私達は今、吹田市の青少年問題協議会に所属しているのですが、青少年問題とは何だろうということを、ここで改めて振り返ってみたいと思います。

有斐閣の新社会学事典に青少年問題とは何かという記載があります。「青少年期の人々をめぐる社会問題をいい、青少年の定義は必ずしも明確ではなく、広義には「青少年白書」(総務省)のように24歳以下の年齢層すべてをさす場合もあるが、成人に対する概念として、少年(義務教育年齢段階6～14歳)、ならびに青年(15～24歳)を意味することが多い。現代の青少年問題は、就学上の問題、就労上の問題、逸脱問題(少年非行など)に大別できる」と書かれています。

では、青少年問題協議会はどういった法律的な設置根拠があるのかというのを、御説明いたします。

これは、昭和28年(1958年)に制定されました地方青少年問題協議会法という法律が設置根拠です。

この第1条では、「都道府県及び市町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会を置くことができる。」と定めており、この「置くことができる」ということは、各自治体、市町村のレベルで、各市町村がどのような状況であるのか、青少年問題がどのような状況であるのかによって、置いてもいいし、置かなくてもいいということとなっています。

次に、青少年問題協議会の任務です。法律の第2条第1項では、「地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。」とあり、その第1号では、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。」と定めています。

そういったものを元にしなが、第2号では、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。」とあり、更に第2条第2項として、「地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。」ということで、私達が担っているのはこういう任務であるということです。

次に言いたいのは、青少年をとりまく社会環境の変化です。先ほどの御報告にもありましたように、今の吹田はかなり落ち着いてきているということですが、実は全体的な状況ですけども、1960年代後半から1990年代にかけて明らかな「非行」問題へ対処しなければいけない、そういうことを考えなくてはならなかった。まさに刑法犯少年が増加していたという時期があった。1985年がピークであったのが、2000年代に入ってから、青少年の非行件数は全般的に減少している。その分、不登校やひきこもりなどの増加、これは内向的な問

題の増加ということで、外向的な問題から内向的な問題に大きく変わってきているというところをみておかななくてはいけないのではないかと思います。

これが青少年非行のデータです。

昭和60年、1985年あたり。このあたりというのはまさに、少年による刑法犯検挙人員というところについていうと、30万人、それがだんだんと減ってきています。平成に入るとまた少し増えてきていますが、平成15年からはずっと下降しているということです。これは平成30年までしか出ていませんが、ここ見ると、まさに10分の1くらいになっているということで、大きくこの部分が変わってきているということは、このグラフを見ても明らかなのではないかと思います。

そういう中で、一方、先ほどの内向きの問題ということで、不登校の状況ですが、不登校はかなり深刻で、これは令和2年、2020年の国の状況ですけども、小学校の児童が、6万3,350人、中学校の生徒は13万2,777人、高等学校の生徒が4万3,051人。合計23万9,178人。これはかなり多い数です。

この前、隣接市のある中学校に行ったのですが、クラスの8人ぐらいが席にいない、不登校で来ていないということで、かなり中学校の不登校というのは深刻な状況にあるというのがわかりました。

不登校の問題については、この青少年問題協議会でもこれまで報告はされてきたのですが、適応指導教室、これは奈良県に多いが、学校以外の民間やNPOのフリースクールに行っていれば出席扱いにしよう、そういった形で落ち着いたら、また学校に戻ってもらう、そういったことも実は行われているわけです。

この未来館2階の子ども・若者総合相談センターは、中学校と連携し、そういったことにも取り組んでおられます。様々なところが、こういう不登校の問題には取り組んでいるということです。

もう1点、内向きの問題として「ひきこもり」、こちらは国と吹田市の値ですが、国は今なんと115万4,000人。特に今、問題になっているのは高齢化しているということです。40歳から64歳までが61万3,000人も人がいる。

この原因はいろんなことが言われているのですが、案外、不登校から引きこもりになっているというのはそれほど多くないようです。ある統計によると18.4%となっています。

吹田市は今どうなっているのかというと、15歳～39歳までが1,900人、40歳～64歳までが1,000人、合計2,900人。こういった統計が出てきているということです。

こういった中で、国の動きと吹田市の動きについてこれから見ていただこうと思います。

子ども・若者育成支援推進法が2009年に制定されました。第1条、「この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑み、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり」とあります。

児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約のことで、1989年に国連で批准、日本では1994年にこの条約が批准され、まさに子供にも権利があるということです。例えば意見表明権であったり、集会結社の自由、そういったことがこの条約に盛り込まれています。もちろんこの意見表明権というのは、すべて無制限に認められるものではありません。他者の人権を傷つけたりなどそのようなことについての表現というのは、一定程度制限できるようにになっています。この児童の権利条約というのは、非常に大きな権利条約といえます。

もう一度、法律の第1条に戻ります。「子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ど

も・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする。」とあります。

つまり、時代が変わってきたことを踏まえて、子ども・若者は今までのように非行をした子供たちに対してどのように取り締まるかという対策の対象ではなく、支援の対象、どうサポートしていくのかという形になっています。そういった状況に応じた成長をサポートされる存在として、子供や若者たちは見られるようになりました。

これは、教育委員会を所管する文部科学省だけでなく、内閣府が管轄してそれを総合行政として、例えば吹田であれば、市長部局を含んで子ども・若者育成支援を構想しています。だんだんと一つの部局から色んな部局が連携しながら総合行政としてやっていこうということが、この中で勧められています。

では、ここから本市の吹田市青少年問題協議会はどのような形になってきたのか、資料をご覧ください。2013年、青少年問題協議会の前々会長がこれまでの歩みについてこのように説明しています。

青少年問題協議会委員の先輩方は、この間、青少年の環境を整えるために議論を重ね、数々の意見、具申や答申を出され、少年自然の家の建設や体育館・武道館・プール・児童館などの充実、学校への支援、学校と警察の連携、子供会・青少年対策委員会・地域教育協議会・防犯等々の組織の強化や活性など、多くの成果をあげてこられた。このような形で40年の成果をここで一定の評価をしています。

そういった中でこの40年を見てどうだったのかというと、青少年問題というのは、青少年にかかわる様々な事柄について、望ましいところを伸ばしていこうとする側面と、逆に望ましくないところを是正していこうとする側面の両面がある。青少年問題協議会が設置された当時は、どちらかと言えば青少年にとって望ましくない側面がクローズアップされて、場合によってはそれを取り締まるといった発想が先行する傾向にあったが、昨今では、青少年にとって望ましい側面を重視して、それを意図的に伸ばしていこうとする、健全育成を重視する方向にシフトしてきている。ということです。

そして、青少年を取り巻く昨今の問題は複雑化しており、ひとつの組織で解決にまで導くということは困難で、現在では、様々な専門的な機関や会議体が相互に補完し合いながら必要に応じて連携し、その対応に取り組んでいます。その変遷については、この後、例を見ていこうと思います。

例えば、虐待については要対協と言われる、要保護児童対策地域協議会。子供の貧困については、子供の貧困対策に関するワーキングチーム。いじめについては、学警連絡会の場で、学校・警察等が情報共有をしています。子ども・若者の支援全般については、先ほど言った、子ども・若者支援地域協議会があります。これは、子ども・若者育成支援推進法の制定に基づいて設置されています。

要対協やワーキングチーム、学警連絡会、子ども・若者支援地域協議会があるのですが、これらの組織の委員が重なっているところがあります。それによって、同じような人たちが集まってしまうという問題があり、委員が重なってしまうのはあまりよくないと私は感じています。ある程度セーブしていくことも必要なのではないかとありますが、これから私が申し上げたいことです。

青少年問題協議会の経過ですが、2014年に先ほど申し上げたように法律が改正されま

して、会長及び委員の要件が緩和され各自治体の判断に委ねられることとなりました。かつては法律で、「会長は市長をもって充てる」ということでしたが、「会長及び委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。」となっています。さらに市議会議員を委員とすることを定めていましたが、その規定が削除されました。さらに吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」の趣旨を尊重し、「既存の審議会等の活用、その他行政手段により目的が達成できないか十分検討すること。」、あるいは、「委員数は、審議会等の効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とすること。」ということで、委員定数は14人以内から7人以内に改正されました。議論を深めるためには、委員数は7人以内がちょうどよいと考えています。

私が申し上げたいのは、今後、青少年問題協議会はどのようにしていけばいいのかということです。青少年を取り巻く環境が変化し、課題解決に向けての支援体制が充実するなど、長期的観点から見れば、青少年問題協議会を発展的に解消することも検討すべきではないかということです。ちなみに、隣の豊中市ではすでにこの青少年問題協議会を廃止しています。廃止した自治体は、まだ数は少ないかもしれませんが、そのような状況にあるということです。

先ほど、委員より御報告があったように、吹田市はそういった意味では非常に落ち着いています。刑法犯は約40人、特別法犯は10人程度、福祉犯については10件程度、不良少年自体が少ないということで、吹田市は非常に落ち着いており、このあたりで青少年問題協議会について考えてみる時期に来ているのではないかと私は考えております。

会長

それでは、委員の皆様より感想等があればお願いしたいと思います。

委員

どこかで目標に達したチームというのは、解散すべきだと思います。少年犯罪数はすごく減っている。ゴールに近い形にはなっているということで今回のこういう御説明があったと思いますが、コロナ禍というところでは、最初に説明された繋がりという部分では、まだまだ解決に至ってないのかなということを感じています。そこは目指すべきではあるというふうに感じました。

会長

ある目標を達成したのであれば、それは解消することもあってもよいのではないかと。ただ、ゴール地点が必要ということですね。

委員

青少年関係に携わるようになって25年になるのですが、青少年問題協議会といいますと、市長の諮問機関として、昭和62年に青少年のための施設が必要という非常に大きな答申をされたのが印象にあります。先ほどからの発言にあるように非行や校内暴力、暴走族というのが非常に多かった時代から、今は内面的ないじめやSNS上の色々な問題に変わってきています。

そのために青少年問題協議会として何ができるのか、難しくなっていると思います。

当時は非行少年に的を絞って、いろいろ子供たちのためにも子供の交わる場所が必要ということで青少年の施設、青少年会館を作るべきであるという話ができました。

今、何を焦点に絞ればいいのかというのが非常に難しいと思います。先ほどおっしゃったように色々な機関で色々な教育がされている中で、私たち青少年問題協議会に何ができるのか、私としても非常に悩むところです。

私は保護観察を担当しているのですが、当初は月に5件ほどの保護観察があり、大変だ

ったのですが、今は1件あるかないかというように件数はかなり落ちてきている状況の中で、会長が意見されることも一つなのかなと考えています。

委員

本当に昔はよく夜中に暴走族がバイクで走り回っていたのが最近では全くなく、静かな夜なのですが、こういう時代の流れというのがあって、会長のおっしゃるとおり見直しも必要なのではないかと思えます。

豊中市のように廃止をするというのも、私は賛成いたします。

委員

見える犯罪は確かに減ってきていますが、ネット社会になって顔も見たことがない者どおしが全国的に繋がって、そのまま犯罪を犯すということになっています。ネットワークで繋がって、還付金詐欺や横領詐欺などを犯してしまいます。吹田市は、特に特殊詐欺が多い。

昔は地元の不良グループの繋がりでしたが、10年ぐらい前から徐々にそういう問題が出てきて、今はもう完全にネットの社会で繋がりが、犯罪をするので、ほとんど人間関係性が出てこない。人と人との関係性とか共感性が難しい。

だから一概に犯罪が減ったと言っても、まだまだ表に出てこない問題があるかなという気はしています。

会長

今、委員がおっしゃったネットの犯罪については、青少年問題協議会で扱う対象なのでしょう。

事務局

青少年問題協議会ですので、青少年問題として扱わない項目というのは特にありません。ただ、先ほど委員がパワーポイントで示していただいた青少年問題協議会の趣旨については、指導助言といったところが中心になりますので、ネットの部分がその対象になるのかということところは、もともとの法の趣旨からすると少し違うような気がします。

委員

まず、青少年問題ということで、問題があれば当然解決していかないといけない、問題がなければいらなくなりますので、以前からすでに青少年指導員会ではキーになっていました。問題というのは何があるのかというのがありまして、先ほど少し言われていましたが、青少年問題協議会がもう50年もたっていますと時代がどんどん変わっていきますので、そういった時代の流れに即したのも必要ではないかと思えます。

私の所属は青少年指導員会ですが、個人的に青少年指導員会の「指導」という名前が嫌なんです。もう少し言うと、青少年対策委員会は、子供たちにとって「対策」といわれればかえって反発するという意見もあり、時代に即してないのかな、もう少し時代に合うようにもっていかないといけないのではないかというふうにごく感じています。

また、時代というか人々から求められればこういったものが必要でしょうし、求められていないのであれば、そこは求められるようにするのか、それともなくなっていくのか。これは先ほど言いました青少年指導員会の皆さんで話をしているのですが、青少年指導員という組織は実際にいるの？いないの？という話もたまに出ます。やはり子供たちが変わってきている、地域も社会も変わってきている、そのよう中で考えていかないといけない問題であり、この青少年問題協議会についてもそうなのかなと思えます。

一概になくしたほうが良いとか、まだあるべきだとか、そのようなことよりも、もう少し今、何のために、なぜしているのかということをしっかり考えた上で今後について考えていけばよいのではと思います。

委員

確かに時代が変わったというお話があり、私が委員を引き受けた際に青少年問題という名称は少し古い感じがしたというのは確かで、私が学生の時だと長いスカート、長い制服などで不良という感じの子がいましたが、最近は全然見かけないですし、皆さんがおっしゃっていることと同じで時代が変わっていることに合わせていくということはすごく大事ではないかと思います。ここ2年は、コロナで随分、子供も変わったし、大人も変わったので、なくしてしまうというのはせっかくこういう形で携わっているのがもったいないと思うので、何か違う形でできることがあるなら、そうすればよいのかなと思います。

委員

先ほどご説明いただいた、青少年問題であるとか、健全育成を考える段階というのは、ある意味、義務教育の間は、例えば学警連絡会であるとか、また、不登校だったら適応指導教室であるとか手厚いことがあります、やはり卒業後のことがいろいろ気にかかります。そこで、先ほどの時代の流れという話もありましたけども、例えば委員の校区の中学校では、昔はパトロールで回ると、夜、公園でたまってタバコを吸っている生徒に、「はよ帰りや」や「何をしてんの」とかそのようなパトロールができましたが、今は違います。

夜、公園には子供たちはほとんどいないので、地域ではごみを拾ったり、あるいは違法の看板を撤去したり、地域のお父さんと話しながら巡回したりというような状況で、やはり時代によって変わっていかないといけないのは確かなのかなと思います。

会長

吹田市で非行がないのは地道な見回りだとか、そういったことをこれまでやってきたってことの積み重ねかもしれません。

委員の皆さん全員から御意見いただきましたけども、事務局としては今後どのようにさせていただければよろしいでしょうか。

事務局

先ほどの会長の提案に対していろんな意見が出されましたが、今日、この中で結論を出すというのは難しいので、次回の青少年問題協議会までに、今日の意見をまとめて、他にも何か御意見等があればお聞きした上で、その意見も含めて次の青少年問題協議会で結論を導き出すという形でいければどうかと思うのですが。

会長

今、事務局の方から、皆さんの意見をお伺いして、次回の協議会で再協議するという御提案ございましたが、よろしいでしょうか。

【異議なしとの声】

会長

そういった形で、次回に向けて進めていきたいと思います。

それでは次第の最後のその他ですが、事務局の方からお願いします。

事務局

次回の青少年問題協議会について令和4年の7月か8月ごろに開催したいと考えております。また改めて、御連絡させていただきますのでよろしくお願いたします。

会長

それでは、本日の会議は終了いたします。